

# 牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾要領

2020年01月01日制定

2021年03月20日一部改正第2号

2022年03月16日一部改正第3号

2024年06月20日一部改正第4号

一般社団法人日本乳業協会（以下「本会」という。）が商標登録を行った牛乳乳製品輸出口ゴマーク（以下「マーク」という）に関する使用許諾について、次のとおり定める。

## 1. 目的

日本国内で製造された牛乳乳製品<sup>※1</sup>（以下「日本産牛乳乳製品」という）を海外に輸出するにあたり、日本産品であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ等を海外の消費者にアピールすることを目的として定められたマークの適正使用のため、この使用許諾要領を定める。

※1 牛乳乳製品とは、乳及び乳製品の成分等に関する省令（厚生省令第52号）の適用範囲（第1条）に定められるものであり、且つ商標登録における商品及び役務の区分が第5類、第29類、第30類に分類されるものをいう。

## 2. 使用許諾の基準

マークは、日本産牛乳乳製品の輸出に供される商品及び当該商品をまとめて収容する容器箱、または日本産牛乳乳製品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材、名刺等に使用することができる。

## 3. マークの図柄等

- （1）マークのデザイン、色、禁則事項等は、原則として別図のとおりとする。  
例外：大きさ…名刺への印刷、200ml以下の小さな容器等への印刷
- （2）マークを改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択することができる。
- （3）マークは、別図のガイドラインに従い、視認性と独立性を確保し、適切に表示しなければならない。

## 4. マークの商標権

- （1）マークの商標権は、本会が所有する。
- （2）このマークの使用を本会から許諾された者（以下「使用者」という）以外の者は、マークを無断で使用することはできない。
- （3）使用者は、他人にマークの使用権を譲渡することはできない。

- (4) このマークと誤認される類似のマークは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

## 5. マークの使用申請及び承認

- (1) マークの使用を希望する者は、別紙様式第1号「牛乳乳製品輸出ロゴマーク使用許諾申請書」を一般社団法人日本乳業協会会長（以下「会長」という）あてに提出し承認を得なければならない。
- (2) 商品及び商品に付随する資材等にマークを表示する場合は、その商品を製造する者が自ら届け出なければならない。
- (3) 本会は、申請内容を審査の上、本要領に適合すると認めた場合には、許諾の旨を回答するとともに、別紙様式第2号「牛乳乳製品輸出ロゴマーク使用許諾証」（以下、使用許諾証という）を発行する。
- (4) 使用者が、使用目的、使用商品名、使用国・地域等を変更しようとするときは、別紙様式第3号「牛乳乳製品輸出ロゴマーク使用許諾内容変更申請書」を会長に提出し承認を得なければならない。
- (5) 本会は、マークの使用申請又は使用に当たって必要に応じ条件を付けることができるものとし、また、使用者が本要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置をとることができる。
- (6) 国、地方公共団体及び会長が適当と認める団体等が、広くマークの普及活動を行う目的で使用する場合には、当該団体等からの使用申請及び許諾の手続きを省略することができる。

## 6. マークの表示条件及び表示方法

- (1) マークは、日本産牛乳乳製品であり、且つ輸出に供される目的で製造された商品でなければ表示してはならない。
- (2) マークは、前項に規定される商品及び当該商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱に商品の製造者を明記しなければならない。
- (3) マークは、日本産牛乳乳製品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、これらの資材には資材の制作者を明記しなければならない。
- (4) マークは、5により承認を受けた使用者及びその関係者の名刺に印刷することができる。
- (5) マークは、商品の容器又は包装紙等に直接印刷することができる。また、マークをシール等に印刷し、商品の容器又は包装紙等に貼付表示することができる。

## 7. マークの使用料

マークの使用料は、無料とする。

## 8. 使用者の義務

- (1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに本会に通知するものとする。
- (3) 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について本会と協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者が負担するものとする。
- (4) 使用者は、マークを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (5) 使用者は、本会から要請がある場合は、マークの使用実態の報告又は使用商品等の提出を行わなければならない。

## 9. マークの不正使用の禁止

次の各項のいずれかに該当する場合は、マークを使用することはできない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること。
- (2) 公序良俗に反するものに使用すること。
- (3) 法令・規則などに違反するものに使用すること。
- (4) 本要領に反して使用すること。

## 10. マークの不正使用に対する措置

本会は、使用者がこの要領を遵守せずに、マークの不正使用が確認された場合には、使用者に対して是正を求めるほか、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 使用許諾の取消し
- (3) 社名の公表
- (4) 訴訟

## 11. 使用期間

マークの使用期間は、使用許諾証に記載された期間とする。

ただし、使用者が使用期間満了後も引き続きマークの使用を希望する場合は、使用期間満了の日の14日前までに、別紙様式第4号「牛乳乳製品輸出ロゴマーク使用許諾更新願い」を会長に提出することで使用期間の更新を願い出ることができる。

## 12. 本要領の解釈その他の疑義は、会長が決定する。

附則

本要領は、2020年01月01日から施行する。

附則（2021年03月20日付け改正第2号）

本要領の改正は、2021年03月20日から施行する。

附則（2022年03月16日付け改正第3号）

本要領の改正は、2022年03月16日から施行する。

附則（2024年06月20日付け改正第4号）

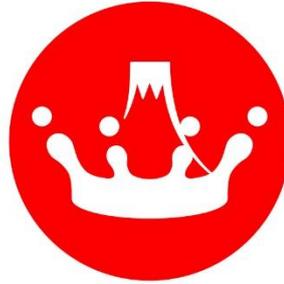
本要領の改正は、2024年06月20日から施行する。

【別図】

1. マークのデザイン、色等

<基本デザイン>

【基本デザイン：縦型】



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

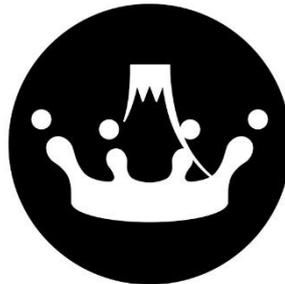
【基本デザイン：横型】



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

<モノクロ>

【モノクロ：縦型】



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

【モノクロ：横型】



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

### <アイソレーションと色>

マークの視認性と独立性を確保するため、下記の保護範囲内にマーク以外の要素を表示することはできない。また、マークに使用する色は下記の規定の通りとする。

※下記の例示は、「基本デザイン」で表示しているが「モノクロ」においても共通である。

#### 【基本デザイン：縦型】



#### 【基本デザイン：横型】



#### 【色】

赤 Red



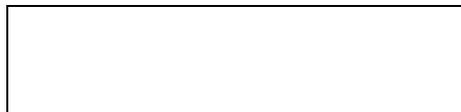
CMYK… 0 100 100 0  
RGB … 255 0 0  
PANTONE® …………… 185C

黒 Black



CMYK… 0 0 0 100  
RGB … 0 0 0  
PANTONE® …………… Black C

白 White



CMYK… 0 0 0 0  
RGB … 255 255 255  
PANTONE® …………… -

## 2. 禁則事項

マークは変形・加工することはできない。

※下記の禁則事項の例示は、「基本デザイン：縦型」で表示しているが、他のロゴタイプにおいても共通である。



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× 変形  
(長体・平体・斜体・回転)



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× 配置の変更



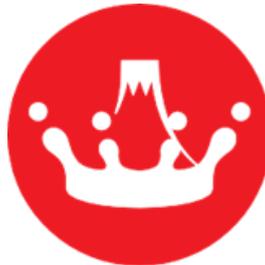
**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× 書体の変更



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× 色の変更



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× 相対サイズの変更



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× 装飾  
(影・縁取り・立体表示)



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× アイソレーション内での  
他要素の表示



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× 視認性を低下させる  
背景の使用



**JAPAN MILK**  
& DAIRY PRODUCTS

× アウトライン化

(別紙様式第1号)

## 牛乳乳製品輸出ロゴマーク使用許諾申請書

年 月 日

一般社団法人日本乳業協会会長 殿

申請者 [使用予定者]

(所在地) 〒

(名称)

(代表者)

印

記

1. 使用目的

2. 使用商品名 (複数ある場合はすべて記入すること)

3. マークを使用するもの (該当箇所にチェックする)

商品の包装資材    ポスター    チラシ    パンフレット    名刺  
その他 ( )

4. 使用国・地域

国・地域:

5. 申請者の業態: (該当箇所にチェックする)

乳業メーカー    その他 ( )

6. 問合せ先

(1) 部署名:

(2) 担当者氏名:

(3) TEL:

(4) FAX:

(5) E-mail:

7. マークの使用予定数量（数量等は1年間のおおよその使用量とする）

(1) 商品

商品名（                      ）×（                      ）個

商品名（                      ）×（                      ）個

(2) パンフレット等

タイトル（                      ）×（                      ）枚

タイトル（                      ）×（                      ）枚

(3) 名刺

使用部署名（                      ） － 使用人数（                      ）名

使用枚数：延べ（                      ）枚

(4) その他

使用品目（                      ）×（                      ）個

8. 添付書類

(1) マークの使用イメージがわかる資料

(2) マークを商品に表示する場合は、使用商品を製造する施設の営業許可証等の写し

※記入上の留意事項

- ・上記様式に記入が困難な場合は「別紙」として添付することができる。
- ・名刺にマークの印刷を行う場合は、会社、団体、グループ等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(別紙様式第2号)

## 牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾証

年 月 日

〇〇 株式会社

〇〇〇〇 殿

一般社団法人日本乳業協会

会長 〇〇 〇〇

年 月 日付で牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾（内容変更/更新）申請のあったことについて、本通知により下記の通り許諾する。

### 記

1. 牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾番号

乳輸出口ゴ使用許諾第〇〇号

2. 許諾の内容（使用目的、商品名等）

3. 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

以 上

(別紙様式第3号)

## 牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾内容変更申請書

年 月 日

一般社団法人日本乳業協会会長 殿

(所在地) 〒

(名称)

(代表者)

印

記

### 1. 牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾番号

乳輸出口ゴ使用許諾第〇〇号

### 2. 変更の内容

- (1) 使用目的の追加・削除
- (2) 使用商品名の追加・削除
- (3) 使用国・地域の追加・削除
- (4) その他

### 3. 添付書類 (使用商品等を追加する場合にはそのイメージがわかる資料を添付すること。)

#### ※記入上の留意事項

- ・上記様式に記入が困難な場合は「別紙」として添付することができる。
- ・名刺にマークの印刷を行う場合は、会社、団体、グループ等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(別紙様式第4号)

牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾更新願い

年 月 日

一般社団法人日本乳業協会会長 殿

(所在地) 〒

(名称)

(代表者)

印

下記の牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾証について、引き続きマークの使用を継続したいので、使用許諾期間の更新を申請します。

尚、下記の使用許諾証について、内容に変更はありません。

記

1. 牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾番号及び発行年月日

乳輸出口ゴ使用許諾第〇〇号 (発行年月日: 年 月 日)

以上